

法務省民二第531号  
令和8年3月30日

日本司法書士会連合会長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

個人番号カードに格納された署名用電子証明書の活用について（依頼）  
平素から民事法務行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、不動産登記のオンライン申請においては、申請人が個人番号カードに格納された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書をいいます。以下同じです。）を提供することにより、住民票の写し等の現在の住所を証する情報の提供に代えることができるとされています（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第44条第1項）。

今般、令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、不動産登記に際して申請者から住民票の写しの添付又は住民票コードの提供を求めていることが、住民票の写しの交付又は住民票コードの再通知に係る市町村の事務負担となっていることから、それらの添付・提供が不要となるよう、所要の規定の整備、運用の見直し等の対応を求める提案がされました。これを受け、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）では、住民票の写し等の交付及び住民票コードの再通知のため市区町村が独自に作成する書面の交付については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、不動産登記の申請について、署名用電子証明書を登記所に提供することで、住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に通知するとともにホームページで周知することとされています。

貴職におかれては、このような閣議決定の趣旨を踏まえ、署名用電子証明書を活用した更なるオンライン申請の利用促進に取り組んでいただきたく、貴会会員への御指導方よろしく申し上げます。